

令和3年第1回

小松市議会定例会議案

令和3年(2021年)2月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第10号	令和2年度小松市一般会計補正予算(第13号)……………	1
議案第11号	令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)……………	11
議案第12号	令和2年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)……………	15
議案第13号	令和2年度小松市公債管理特別会計補正予算(第1号)……………	19
議案第14号	令和2年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第1号)……………	23
議案第15号	令和2年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	29
議案第16号	令和2年度小松市下水道事業会計補正予算(第2号)……………	33
議案第17号	令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第7号)……………	35
議案第18号	小松市介護保険条例及び小松市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について……………	37
議案第19号	小松市建築基準条例の一部を改正する条例について……………	41
議案第20号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第21号	小松市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第22号	工事請負契約について……………	71

議案第10号

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第13号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,822,449千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,134,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	15,725,000	△110,000	15,615,000
	1 市民税	6,955,000	△50,000	6,905,000
	4 市たばこ税	660,000	△30,000	630,000
	5 入湯税	46,000	△30,000	16,000
2	地方譲与税	374,000	△16,700	357,300
	1 地方揮発油譲与税	92,000	△14,200	77,800
	4 航空機燃料譲与税	8,000	△2,500	5,500
3	利子割交付金	21,000	△9,100	11,900
	1 利子割交付金	21,000	△9,100	11,900
6	法人事業税交付金	220,000	△63,300	156,700
	1 法人事業税交付金	220,000	△63,300	156,700
7	地方消費税交付金	2,600,000	△76,000	2,524,000
	1 地方消費税交付金	2,600,000	△76,000	2,524,000
8	ゴルフ場利用税交付金	56,000	△4,400	51,600
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000	△4,400	51,600
11	地方特例交付金	105,000	19,000	124,000
	1 地方特例交付金	105,000	19,000	124,000
12	地方交付税	6,780,000	△136,500	6,643,500
	1 地方交付税	6,780,000	△136,500	6,643,500
14	分担金及び負担金	156,092	△6,200	149,892
	1 分担金	37,550	1,800	39,350
	2 負担金	118,542	△8,000	110,542
16	国庫支出金	21,710,011	1,042,687	22,752,698
	1 国庫負担金	5,269,733	417,377	5,687,110
	2 国庫補助金	16,356,384	625,310	16,981,694
17	県支出金	3,786,882	28,654	3,815,536

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 県負担金	2,442,675	△1,846	2,440,829
	2 県補助金	1,099,134	30,500	1,129,634
18	財産収入	145,379	2,859	148,238
	2 財産売払収入	111,838	2,859	114,697
19	寄附金	355,327	92,407	447,734
	1 寄附金	355,327	92,407	447,734
20	繰入金	912,192	△27,000	885,192
	1 基金繰入金	912,192	△27,000	885,192
21	繰越金	157,005	67,327	224,332
	1 繰越金	157,005	67,327	224,332
22	諸収入	874,326	5,315	879,641
	4 雑入	633,489	5,315	638,804
23	市債	5,284,700	1,013,400	6,298,100
	1 市債	5,284,700	1,013,400	6,298,100
	歳入合計	60,312,061	1,822,449	62,134,510

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,746,519	42,900	3,789,419
	1 総務管理費	2,702,476	42,900	2,745,376
3	民生費	17,361,230	69,890	17,431,120
	1 社会福祉費	7,209,305	△105,190	7,104,115
	2 児童福祉費	9,274,696	134,812	9,409,508
	3 生活保護費	877,229	40,268	917,497
4	衛生費	2,969,470	492,259	3,461,729
	1 保健衛生費	933,993	512,759	1,446,752
	2 環境対策費	1,245,277	4,500	1,249,777
	4 病院費	732,880	△25,000	707,880
6	農林水産業費	1,944,131	47,500	1,991,631
	1 農業費	1,640,362	60,000	1,700,362
	2 林業費	264,583	△12,500	252,083
7	商工費	12,688,608	△100,600	12,588,008
	1 商工費	12,688,608	△100,600	12,588,008
8	土木費	5,961,807	941,800	6,903,607
	1 土木管理費	115,939	△3,000	112,939
	2 道路橋りょう費	1,107,643	290,300	1,397,943
	3 河川費	211,646	0	211,646
	4 都市計画費	1,486,862	654,500	2,141,362
	6 飛行場費	631,206	0	631,206
9	消防費	1,345,723	10,000	1,355,723
	1 消防費	1,345,723	10,000	1,355,723
10	教育費	8,136,311	342,100	8,478,411
	1 教育総務費	1,309,989	1,000	1,310,989
	2 小学校費	1,677,760	327,000	2,004,760

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 高等学校費	534,433	2,100	536,533
	5 社会教育費	1,631,171	△11,500	1,619,671
	6 保健体育費	1,233,057	32,000	1,265,057
	7 大学費	1,179,868	△8,500	1,171,368
12	公債費	5,771,700	△23,400	5,748,300
	1 公債費	5,771,700	△23,400	5,748,300
	歳 出 合 計	60,312,061	1,822,449	62,134,510

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	松東地域こども園整備費	192,900
		児童センター施設整備費	45,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	すこやかセンター管理運営費	467
		新型コロナウイルスワクチン接種費	509,198
6. 農水産業費 農 林 水 産 業 費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	20,000
		施設園芸推進費	283,620
		環境王国拠点施設整備費	367,800
		県営土地改良費負担金	64,000
		水利施設改修費	6,500
		農業用施設防災対策費	11,000
	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	5,841
		林業専用道開設費	10,000
7. 商工費	1. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	3,500
8. 土木費	2. 道橋りょう路費	橋りょう改修等整備費	88,300
		特別道路整備費	88,700
		消雪施設整備費	32,000
		通学路整備費	10,000
	4. 都市計画費	都市計画調査費	2,651
		小松駅ターミナルプラン推進費	21,978
		北国街道無電柱化整備費	303,400
		幸八幡線整備費	286,944

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	4. 都市計画費	今江春日神社線外1路線整備費	54,440
		県営街路整備費負担金	22,500
		公園施設リニューアル費	30,000
		安宅公園リニューアル整備費	122,000
		安宅新地区土地区画整理費	241,000
9. 消防費	1. 消防費	消防資機材整備費	10,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	327,000
	4. 高等学校費	管理運営費	2,000
	5. 社会教育費	加賀国府こまつ歴史再発見費	1,600
	6. 保健体育費	学校保健推進費	32,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
里山活性化 支援費	5,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
高機能消防 指令システム 整備費	6,900			
地区体育館等 整備費	12,100			
計	24,400			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立認定 こども園・ 保育所施設 整備費	118,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し 、繰上償還 をなし、又 は借換えを することが できる。	187,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し 、繰上償還 をなし、又 は借換えを することが できる。
児童センター 施設整備費	206,600				215,500			
エコロジー パークこまつ 管理運営費	20,300				8,800			
せせらぎの郷 管理運営費	1,300				2,500			
県営土地 改良費	99,900				126,100			
環境王国 拠点施設 整備費	282,000				323,200			
県営広域基幹 林道整備費	6,000				10,900			
江戸古民家 の里創生費	22,000				25,900			
スキー場 整備費	16,200				6,200			
道路橋りょう 整備費	279,800				337,600			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 営 道 路 改 良 舗 装 費	8,000	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	8,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
都 市 排 水 路 整 備 費	42,300				45,200			
北 国 街 道 無 電 柱 整 備 費	63,300				172,500			
街 路 整 備 費	69,400				185,400			
県 営 街 路 整 備 費	90,000				112,500			
公 園 施 設 リニューアル費	20,600				35,600			
安 宅 公 園 リニューアル 整 備 費	39,600				79,600			
フ ロー ラ ル こ ま つ 推 進 費	15,400				19,600			
安 宅 新 地 区 土 地 区 画 整 理 費	75,900				120,900			
学 習 等 供 用 施 設 建 設 費	19,000				5,000			
基 地 周 辺 道 路 整 備 費	45,700				5,500			
消 防 署 ・ 所 施 設 整 備 費	5,300				6,900			
救 急 業 務 高 度 化 推 進 費	2,700				7,100			
消 防 団 ポ ン プ 車 購 入 費	15,200				16,700			
小 学 校 校 舎 等 改 修 費	46,500				276,800			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
小 学 校 グ ラ ウ ン ド 改 修 費	10,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	10,600	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
松 東 み ど り 学 園 整 備 費	601,400				575,500			
歌 舞 伎 の ま ち こ ま つ 推 進 費	7,900				15,100			
芦 城 セ ン タ ー 改 修 費	20,700				9,500			
東 京 オ リ パ ラ 推 進 費	3,000				3,800			
小 松 総 合 館 改 修 費	7,000				7,100			
体 育 施 設 整 備 費	13,400				51,300			
臨 時 財 政 対 策 債	1,550,000				1,515,200			
減 収 補 填 債	722,000				1,006,600			
計	5,284,700							

議案第11号

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,801,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	7,442,486	△500,000	6,942,486
	1 県補助金	7,442,485	△500,000	6,942,485
5	繰入金	702,493	△21,000	681,493
	1 一般会計繰入金	698,443	△21,000	677,443
6	繰越金	31,382	500	31,882
	1 繰越金	31,382	500	31,882
	歳 入 合 計	10,321,943	△520,500	9,801,443

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	7,284,006	△500,000	6,784,006
	1 療養諸費	6,277,176	△450,000	5,827,176
	2 高額療養費	974,620	△50,000	924,620
4	保健事業費	220,900	△21,000	199,900
	1 特定健康診査等事業費	73,500	△7,000	66,500
	2 保健事業費	147,400	△14,000	133,400
7	諸支出金	70,403	500	70,903
	3 第三者行為求償事務手数料	500	500	1,000
	歳 出 合 計	10,321,943	△520,500	9,801,443

議案第12号

令和2年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78,448千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,087,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	介護保険料	2,324,400	△2,000	2,322,400
	1 介護保険料	2,324,400	△2,000	2,322,400
3	国庫支出金	2,230,397	△8,948	2,221,449
	1 国庫負担金	1,682,151	△23,000	1,659,151
	2 国庫補助金	548,246	14,052	562,298
4	支払基金交付金	2,634,765	△40,000	2,594,765
	1 支払基金交付金	2,634,765	△40,000	2,594,765
5	県支出金	1,459,262	△15,000	1,444,262
	1 県負担金	1,380,064	△15,000	1,365,064
7	繰入金	1,508,996	△12,500	1,496,496
	1 一般会計繰入金	1,508,996	△12,500	1,496,496
	歳 入 合 計	10,165,792	△78,448	10,087,344

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	9,418,000	△100,000	9,318,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,411,000	△100,000	9,311,000
4	基金積立金	49,787	21,552	71,339
	1 基金積立金	49,787	21,552	71,339
	歳 出 合 計	10,165,792	△78,448	10,087,344

議案第13号

令和2年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第1号）

令和2年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,325,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	5,768,700	△21,400	5,747,300
	1 一般会計繰入金	5,768,700	△21,400	5,747,300
2	市債	3,300,500	277,500	3,578,000
	1 市債	3,300,500	277,500	3,578,000
	歳 入 合 計	9,069,200	256,100	9,325,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,069,200	256,100	9,325,300
	1 公債費	9,069,200	256,100	9,325,300
	歳 出 合 計	9,069,200	256,100	9,325,300

第2表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理債 借換債	3,300,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	3,578,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	3,300,500				3,578,000			

議案第14号

令和2年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ886,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	128,000	49,100	177,100
	1 負担金	128,000	49,100	177,100
3	市債	831,200	△128,100	703,100
	1 市債	831,200	△128,100	703,100
	歳 入 合 計	965,300	△79,000	886,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	土地区画整理費	959,200	△79,000	880,200
	1 土地区画整理費	959,200	△79,000	880,200
	歳 出 合 計	965,300	△79,000	886,300

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
3. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区土地区画整理費	377,200

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備費	831,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	703,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	831,200				703,100			

議案第15号

令和2年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）

令和2年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,031千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,607,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,168,000	17,000	1,185,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,168,000	17,000	1,185,000
3	繰入金	362,572	1,031	363,603
	1 一般会計繰入金	362,572	1,031	363,603
5	諸収入	58,786	△4,000	54,786
	3 雑入	56,676	△4,000	52,676
	歳 入 合 計	1,593,013	14,031	1,607,044

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,484,495	18,031	1,502,526
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,484,495	18,031	1,502,526
3	諸支出金	67,401	△4,000	63,401
	2 保健事業費	65,300	△4,000	61,300
	歳 出 合 計	1,593,013	14,031	1,607,044

議案第16号

令和2年度小松市下水道事業会計補正 予算（第2号）

第1条 令和2年度小松市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「1,253,855千円」を「1,247,328千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「69,060千円」を「75,587千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			収 入
第1款 資本的収入	2,704,400千円	128,800千円	2,833,200千円
第1項 企業債	2,108,600千円	71,800千円	2,180,400千円
第2項 国庫補助金	185,000千円	57,000千円	242,000千円
			支 出
第1款 資本的支出	4,564,200千円	128,800千円	4,693,000千円
第1項 建設改良費	858,249千円	128,800千円	987,049千円

第3条 予算第5条の表中、「477,600」を「535,600」に、「21,300」を「35,100」に改める。

議案第17号

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第7号）

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,648,000千円	510,529千円	9,158,529千円
第1項 医業収益	7,932,920千円	△500,000千円	7,432,920千円
第2項 医業外収益	715,080千円	1,010,529千円	1,725,609千円
	支		
	出		
第1款 病院事業費用	8,625,800千円	500,000千円	9,125,800千円
第1項 医業費用	8,546,762千円	500,000千円	9,046,762千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,746千円」を「3,745千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,294,800千円	0千円	1,294,800千円
第2項 負担金	395,990千円	△15,000千円	380,990千円
第4項 補助金	29,600千円	15,000千円	44,600千円

議案第18号

小松市介護保険条例及び小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市介護保険条例及び小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市介護保険条例及び小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(小松市介護保険条例の一部改正)

第1条 小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第4条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を、「当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(保健福祉事業)

第3条 市は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために福祉充実事業を行う。

2 市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために保健推進事業を行う。

第4条 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別に定める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア, 第7号ア, 第8号ア, 第9号ア, 第10号ア, 第11号ア, 第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(小松市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 小松市国民健康保険税条例(昭和31年小松市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「, 法附則第34条第4項の」を「法附則第34条第4項の」に

改め、「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加える。

附則第6項中「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小松市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和3年度前までの年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例附則第5項及び第6項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度前までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第19号

小松市建築基準条例の一部を改正する 条例について

小松市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市建築基準条例の一部を改正する条例

小松市建築基準条例（昭和58年小松市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分中「50平方メートル」を「100平方メートル」に改める。

第17条の表100平方メートル以下のものの項中「1メートル」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第8号を削り，別表第8号の2を別表第8号とする。

別表第40号の3を別表第40号の5とし，同号の前に次の1号を加える。

(40)の4 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査手数料。中間検査を受けた建築物で建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査の場合は，同判定を受けた部分の床面積に応じ，加算する。ただし，同条第2項に規定する変更を受けた場合は，変更後の床面積とする。

区分	金額
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	120,000円

トル未満のもの	
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	151,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	189,000円

別表第40号の2を別表第40号の3とし、別表第40号の次に次の1号を加える。

(40)の2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査手数料。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下第40号の4及び第78号の12から第78号の21までにおいて「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査の場合は、同判定を受けた部分の床面積に応じ、加算する。ただし、同条第2項に規定する変更を受けた場合は、変更後の床面積とする。

区分	金額
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	120,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	151,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	189,000円

別表第60号の7を別表第60号の10とし、別表第60号の2から別表第60号の6までを3号ずつ繰り下げ、別表第60号の次に次の3号を加える。

(60)の2 建築基準法第60条の2の2第1項の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率の制限の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

(60)の3 建築基準法第60条の2の2第2項の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の壁面の位置の制限の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

(60)の4 建築基準法第60条の2の2第3項の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの制限の特例許可申請手数料 1件につき 160,000円

別表第78号の2ア中「, 第78号の6及び第78号の12」を「及び第78号の6」に、「, 次号, 第78号の6及び第78号の9」を「及び次号」に改める。

別表第78号の6から別表第78号の11までを次のように改める。

(78)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。この号から第78号の11まで及び第78号の20において「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）。手数料は、評価の対象となる部分の床面積について算定する（以下この号から第78号の11までにおいて同じ。）。同法第54条第2項後段（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定より、当該計画認定申請又は当該計画変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による審査を申し出るときは、当該確認の対象となる部分を含む建築物の床面積に応じ、別表第37号に定める額を加算する。

ア 登録住宅性能評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関若しくは建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第78号の15, 第78号の16, 第78号の21及び第78号の22において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が都市低炭素促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面又は設計住宅性能評価書（以下この

号から第78号の11までにおいて「適合証等」という。)を添付しない場合

(ア) 1戸建ての住宅

区分	金額
床面積が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積が200平方メートル以上のもの	38,000円

(イ) 1戸建て住宅以外の住宅（以下この号及び第78号の9において「共同住宅等」という。）

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	69,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	200,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	280,000円

イ 適合証等を添付する場合

(ア) 1戸建ての住宅 4,700円

(イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円

(78)の7 都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅以外の建築物（以下この号及

び第78号の10において「非住宅建築物」という。)であるものに限る。)

ア 適合証等を添付しない場合

(ア) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下第78号の15及び第78号の20において「基準省令」という。）に規定するモデル建築物を用いる方法（以下この号，第78号の11から第78号の13まで，第78号の15，第78号の18及び第78号の21において「モデル建物法」という。）によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	240,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	430,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法（以下第78号の10，第78号の12，第78号の13，第78号の15，第78号の18及び第78号の21において「標準入力法又は主要室入力法」という。）によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円

イ 適合証等を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(78)の8 都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅の用途及び非住宅建築物の用途に供する建築物（以下この号及び第78号の11において「複合建築物」という。）であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合 第78号の6アに定める額と第78号の7アに定める額を合計した額

イ 適合証等を添付する場合 第78号の6イに定める額と第78号の7イに定める額を合計した額

(78)の9 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合

(ア) 1戸建ての住宅

区分	金額
床面積が200平方メートル未満のもの	19,000円
床面積が200平方メートル以上のもの	21,000円

(イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
床面積が5,000平方メートル以上のもの	180,000円

イ 適合証等を添付する場合

(ア) 1戸建ての住宅 4,700円

(イ) 共同住宅等

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上のもの	45,000円

トル未満のもの	
床面積が5,000平方メートル以上のもの	80,000円

(78)の10 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合

(ア) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	48,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	220,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	320,000円

(イ) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	120,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	150,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円

床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	390,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	460,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	530,000円

イ 適合証等を添付する場合

区分	金額
床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
床面積が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

(78)の11 都市低炭素化促進法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請の手数料（認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。）

ア 適合証等を添付しない場合 第78号の9アに定める額と第78号の10アに定める額を合計した額

イ 適合証等を添付する場合 第78号の9イに定める額と第78号の10イに

定める額を合計した額

別表第78号の12ア(ア)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	26,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円

」に改め、

同号ア(イ)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円

」に改め、

同号イ(ア)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	150,000円

」に改め、

同号イ(イ)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	280,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	370,000円

」に改める。

別表第78号の13ア(ア)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	21,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	32,000円

」に改め、

同号ア(イ)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	24,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円

」に改め、

同号イ(ア)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,000円

」に改め、

同号イ(イ)中

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円

」を

「

区分	金額
特定建築行為に係る非住宅の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	150,000円
特定建築行為に係る非住宅の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円

」に改める。

別表第78号の14中「 m^2 」を「平方メートル」に改める。

別表第78号の15ア(ア)中

「

床面積が300 m^2 未満	87,000円
床面積が300 m^2 以上2,000 m^2 未満	150,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	150,000円

」に、「 m^2

」を「平方メートル」に改め、同号ア(イ)中

「

床面積が300 m^2 未満	230,000円
床面積が300 m^2 以上2,000 m^2 未満	370,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	280,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	370,000円

」に、「m²

」を「平方メートル」に改め、同号イ中

「

床面積が300m ² 未満	9,300円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	27,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,000円

」に、「m²

」を「平方メートル」に改める。

別表第78号の17中「m²」を「平方メートル」に改める。

別表第78号の18ア(7)中

「

床面積が300m ² 未満	48,000円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	86,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	48,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	63,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メー	86,000円

トル未満	
------	--

」に、「m²

」を「平方メートル」に改め、同号ア(イ)中

「

床面積が300m ² 未満	120,000円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	200,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	120,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	150,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	200,000円

」に、「m²

」を「平方メートル」に改め、同号イ中

「

床面積が300m ² 未満	9,300円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	27,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メー	27,000円

トル未満	
------	--

」に、「m²

」を「平方メートル」に改める。

別表第78号の20中「m²」を「平方メートル」に改める。

別表第78号の21ア(ア)中

「

床面積が300m ² 未満	87,000円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	150,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	87,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	110,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	150,000円

」に、「m²

」を「平方メートル」に改め、同号ア(イ)中

「

床面積が300m ² 未満	230,000円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	370,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	230,000円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	280,000円

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	370,000円
--------------------------------	----------

」に、「m²

」を「平方メートル」に改め、同号イ中

「

床面積が300m ² 未満	9,300円
床面積が300m ² 以上2,000m ² 未満	27,000円

」を

「

床面積が300平方メートル未満	9,300円
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	16,000円
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	27,000円

」に、「m²

」を「平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第21号

小松市火災予防条例の一部を改正する 条例について

小松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市火災予防条例の一部を改正する条例

小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「次の各号に掲げる基準によるほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の基準によらなければならない」に改め、同項第1号中「遮断」を「遮熱」に改め、同号ア中「別表第3」を「対象火気省令別表第1」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを削り、第11号を第4号とし、第12号から第16号までを削り、同項第17号中「灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること」を「液体燃料を使用する炉の燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること」に改め、同号中アからセまでを削り、同号を同項第5号とし、同項中第18号及び第18号の2を削り、第18号の3を第6号とし、第19号を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によ

らなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「(第1項第11号及び第12号を除く。)」を削る。

第3条の3第1項各号列記以外の部分中「位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。)以上の距離を保たなければならない。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

風道からの方向	距離(単位 センチメートル)
上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。	

第3条の3第2項中「(第1項第11号及び第12号を除く。)」を削る。

第3条の4第1項各号列記以外の部分中「、次に」を「、対象火気省令の基準によるほか、次の各号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第2項中「(第1項第11号から第14号までを除く。)」及び後段を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆しなければならない」に改

め、同項各号を削り、同条第2項中「(第1項第11号及び第12号を除く。)」を削る。

第5条第1項中「うち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「(第1項第11号から第14号まで及び第17号を除く。)」を削る。

第6条第2項中「(第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。)」を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「(第1項第11号及び第12号を除く。)」を削る。

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)」を削る。

第8条中「位置、構造及び管理の基準については」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか」に改め、「(第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。)」を削る。

第8条の2中「位置、構造及び管理の基準については」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか」に改め、「(第1項第11号から第14号までを除く。)」を削る。

第8条の3を次のように改める。

(燃料電池発電設備)

第8条の3 燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第17条の2及び第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、第3条及び第11条並

びに第12条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、第3条及び第11条並びに第12条の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

第9条第2項中「第1号及び第4号」を削る。

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）」を削る。

第10条各号列記以外の部分中「次に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条の2を次のように改める。

（放電加工機）

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
- (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- (3) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

2 前項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条の規定を準用する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない」を「の位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「第3号の2及び第5号から第10号まで」を削る。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「して、」の次に「電気自動車等（」を、「いう。」の次に「）」を加え、「（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）」を削り、「次に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項中第1号から第12号までを削り、第13号を第1号とし、第14号を第2号とし、同条第2項中「第2号、第5号、第8号及び第9号」を削る。

第12条第1項各号列記以外の部分中「屋内に設ける」を削り、「位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、容易に点検することができる位置に設けなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第17号」及び「第18号の3並びに」を削り、同項後段を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、」、「第1号（アを除く。）」、「第18号の3、」、「第7号、第8号及び第10号」及び「第2号から第4号まで」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第13条第1項中「屋内に設ける」を削り、「電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「屋内に設ける」を削り、「第4号並びに」を「，」に、「第1号，第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する」を「及び第2項並びに前項の規定を準用する」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、ネオン管灯設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第1項の規定を準用する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない」を「位置、構造及び管理は、対象火気省令の基準によらなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、舞台装置等の電気設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第1項の規定を準用する。

第17条の見出し中「充てん」を「充填」に改め、同条各号列記以外の部分中「充てん」を「充填」に、「，次に」を「，次の各号に」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第9号までを5号ずつ繰り上げ、第9号の2を削り、第10号を第5号とし、第11号から第13号までを5号ずつ繰り上げる。

第19条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、火鉢にあつては、底部に、遮

熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用しなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第1号から第9号の2まで」を削る。

第20条第1項中「に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない」を「の取扱いは、対象火気省令の基準によるほか、気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない」に改め、同条第2項中「第1号から第10号まで」を削る。

第21条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる基準によらなければならない」を「対象火気省令の基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない」に改め、同条第2項中「第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2」及び「(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)」を削る。

第22条中「第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2」を削る。

第29条の3を次のように改める。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用火災報知機は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年総務省令第138号。以下「設置維持省令」という。)の基準により設置し、及び維持しなければならない。

2 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。)に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

第29条の4第1項中「の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。))第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。)」を削り、「前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること」を「設置維持省令の基準により設置し、及び維持しなければ

ならない」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削る。

第29条の5各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について」を「令第5条の7第1項第3号に定めるときは、」に改め、同条各号を削る。

第29条の7第2項中「第29条の3第1項」を「令第5条の7第1項第1号」に改める。

第30条各号列記以外の部分中「第306号」の次に「。以下「危険物政令」という。」を加える。

第33条第1項各号列記以外の部分中「別表第8」を「危険物政令別表第4」に改め、同項第1号及び第2号中「別表第8備考第6号エ」を「危険物政令別表第4備考第6号ニ」に改め、同条第2項第1号及び第2号本文中「別表第8」を「危険物政令別表第4」に改め、同号ただし書中「別表第8」を「同表」に改める。

第34条第1項第5号中「別表第8備考第5号」を「危険物政令別表第4備考第5号」に改め、同条第2項第2号中「別表第8備考第9号」を「危険物政令別表第4備考第9号」に改め、同項第3号及び第4号中「別表第8」を「危険物政令別表第4」に改める。

第34条の2中「別表第8」を「危険物政令別表第4」に改める。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同条第11号中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「又は第4項」を削り、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第46条第1項中「別表第8」を「危険物政令別表第4」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第8を次のように改める。

別表第8 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小松市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立のしろ児童館新設工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金421,300,000円
- 4 契約の相手方 寺田鉄工・加越特定建設工事共同企業体
代表者 小松市国府台五丁目31番地1
株式会社寺田鉄工建設
代表取締役 寺田 健信
構成員 小松市幸町一丁目78番地
加越建設株式会社
代表取締役 開 勤